

# ～事例で学ぶ下請法～

## 下請取引適正化推進セミナー

### 【実務者コース】

**主催：公益財団法人 全国中小企業振興機関協会 後援：経済産業省中小企業庁**

適正な取引を行うためには、親事業者と下請事業者の双方が、取引の根幹をなす「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」を理解しておくことが重要です。法令に違反すると行政指導（改善勧告）を受けることになり、企業の信頼が大きく損なわれます。

企業経営におけるコンプライアンスの徹底が強く求められておりますが、中小企業の支援機関である当協会では、下請法の内容について事例やQ&Aを交えて分かりやすく解説するセミナーを開催します。

#### ◆講義内容：

- ☆下請法の違反事例のほか、当協会がこれまでに実施したセミナーにおける質問や、日々寄せられる質問・問い合わせの中から、特に参考になる事例を解説します。
- ☆取引の段階（価格交渉、発注、発注内容の変更、受領、検収、支払いなど）に沿った事例を解説します。
- ☆勘違いによる違反行為などを解説します。
- ☆下請法のポイントもレビューします。

◆受講対象：資材、購買、調達などの外注取引業務を行う、実務経験のある担当者など

◆開催日程：【開催時間は各日とも13：00～16：00、個別質問16：00～17：00（希望者のみ）】

開催日	開催地	会場	募集定員（人）
2月25日（月）	東京	国立オリンピック記念青少年総合センター	100
2月26日（火）	名古屋	名古屋企業福祉会館	100
3月1日（金）	大阪	エル・おおさか（大阪府立労働センター）	100
3月12日（火）	東京	国立オリンピック記念青少年総合センター	100

※各日とも定員になり次第、受付を終了いたします。

- ◆講師：下請法や企業法務に精通した弁護士
- ◆受講料：12,400円/人（税込み）
- ◆申込方法：全国中小企業振興機関協会のホームページの受講申込フォームよりお申し込みください。  
(<http://www.zenkyo.or.jp>)



#### 【お問い合わせ・お申し込み先】

公益財団法人 全国中小企業振興機関協会

（住所）〒104-0033 東京都中央区新川2-1-9 石川ビル

（TEL）03-5541-6688 （FAX）03-5541-6680

2018年10月より名称を変更しました。（旧名称：公益財団法人全国中小企業取引振興協会）